

令和 2 年 5 月 21 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03251

研究課題名(和文) 家と相続をめぐる近世日本の社会構造

研究課題名(英文) The social structures in early-modern Japan concerning the family and succession

研究代表者

桑原 朝子 (KUWAHARA, Asako)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：10292814

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、近世日本に特徴的な、大名家の相続に関する御家騒動とそれを素材とする文芸である御家物の分析によって、家と相続をめぐる武士と町人の意識、及びその背後の社会構造の解明を試みた。その結果、御家騒動の多発の要因には、特に17世紀後期以降の、主君個人よりも御家の存続を重視する方向への武士の意識変化や、藩政改革をめぐる家臣間の対立があり、それにやや遅れる御家物の隆盛とその内容の変化には、家業を手堅く守り継ぐ経営への商家の方針転換等が関わっていることが分かった。また、相続を扱った近世フランスと中国の文学との比較により、経済的階層の連帯の弱さといった、近世日本の社会構造の顕著な特徴も明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の主たる学術的意義は、法制史料に加えて文学史料の本格的な分析を行うという独創的な手法により、従来の御家騒動等の研究では十分解明されていなかった、近世日本の家や相続をめぐる武士や町人の意識の問題を、その通時の変化や変化の要因まで含めて実証的に明らかにしたことと、近世中国とフランスとの比較という広い国際的観点から近世日本の社会構造の特徴を浮き彫りにしたことにある。さらに、本研究が明らかにした意識や社会構造の問題は、同族経営企業の多さや組織の重視など、現代日本の社会構造に見られる問題にも通じており、その解明に資するという社会的意義も有するといえる。

研究成果の概要(英文)： This study aims to clarify warriors' and townspeople's views of the family and succession, and the social structures behind them, by analyzing "OIE SODO" (a family feud about a feudal lord's succession) and "OIEMONO" (a drama about that story), which are characteristic of early-modern Japan. As a result, it has been discovered that "OIE SODO" was frequently promoted because of the warriors' views, which attached greater importance to the succession of the lords' families than to the lords as individuals, or fiscal disputes among vassals, while the fashion of "OIEMONO" after the mid-Edo period was closely related to the change of merchants' management policies from venture-oriented to focused on steady family businesses. In addition, in comparison to early-modern French and Chinese literature, the conspicuous characteristics of Japanese social structures, such as the weakness of the solidarity of the bourgeoisie, have been demonstrated.

研究分野：日本法制史

キーワード：近世日本 家 相続 社会構造 御家騒動 御家物 意識 比較

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者は、法を支える社会構造、中でも人々の意識の問題に関心を持ち、前近代の日本を主たる対象として、法制史料に加えて文学史料の本格的な分析を行うことにより、この問題を歴史的・実証的に解明する研究を続けてきた。近年は、近松門左衛門の浄瑠璃作品の分析を主たる手掛りとして、近世前期の上方都市の社会構造を探究することに取り組み、上方町人達が、政治権力や土地の関係から自立した自由な商業世界の構築を希求するようになっていたものの、幕府の規律強化により、享保期（1716～36）を過ぎる頃から、町人社会の自治的性格や自由はむしろ失われ、彼らの文芸や対外觀も変化してゆくことを解明した。その中で、特に18世紀半ば以降、町人の文芸に、近松作品などの近世前期の作品の翻案も含む形で、「御家物」という、大名家の相続をめぐる御家騒動を扱う作品が多く現れ、武士の価値観が町人社会へ流入してゆくことに気づいた。法学上の重要問題である相続については日本法制史の分野でも早くから研究が進んでおり、また御家騒動の実態を解明した歴史研究も存在したが、御家騒動とそれを素材とする御家物の隆盛の背後に、家や相続をめぐる、武士や町人のいかなる意識が存在したのか、という問題を探究した先行研究はなく、これを明らかにしたいと考えるようになった。

(2) 一方、2005年度後期から1年間、英国オクスフォード大学中国学研究所において在外研究の機会を得た後、より踏み込んだ日中比較研究に従事するようになり、これと並行して、国際比較を含む、法形成、信用、団体に関する共同研究にも次々と関わって、比較研究が認識の精緻化を齎すことを実感してきた。在外研究中に、宋代・明代を中心とする近世中国の史料を分析したことから、家や相続に関する意識について日中間で大きな相違があることは分かっていたが、社会構造の問題に迫る文学研究が進んでいる西洋との比較も試みたいと考えるようになった。中でもモリエールなどの17・18世紀のフランス喜劇は、財産相続や親子の問題を扱っている上、ほぼ同時代の近松門左衛門の作品と比べると、登場人物等の基本的設定の類似性と結末の対照性が際立ち、比較対象として有効に思われた。よって、近世の中国やフランスを中心とする西欧の文芸とも比較しつつ、主に御家騒動と御家物の分析を手掛りとして、家と相続をめぐる近世日本の社会構造を解明する、という本研究課題の立案に至った。

## 2. 研究の目的

(1) 以上に述べた問題関心と国内外の研究状況についての認識に基づき、本研究は、近世日本に極めて特徴的に見られる問題として、大名家の相続をめぐる御家騒動と、これを素材とする文芸である御家物に着目した。そして、主として御家物を、その元になった現実の御家騒動の史料や関連する文芸等と比較し、近世を通じての変化にも留意しつつ分析することによって、家と相続をめぐる武士と町人の意識、及びその背後の社会構造を解明することを目的とした。さらに、御家物とフランス喜劇等の近世西欧文学や近世中国文学との比較を行い、近世日本の社会構造の特徴を浮き彫りにすることも目指した。

(2) 英国留学以後に行ってきた、近世の日中の裁判関連史料や文芸の比較分析によって、相続や家をめぐるとの考え方の基本的な相違については既に明らかになっており、また、近世前期の上方町人の意識については、近松門左衛門の作品分析等によって解明してきた。したがって、申請時には、研究期間内に以下の点を具体的に明らかにすることを計画した。

第一に、伊達騒動、加賀騒動等の大名家の相続をめぐる代表的な御家騒動を素材とする御家物について、元になった事件に関する多様な史料や関連する他の文芸作品と比較しつつ、その通時的変化にも留意して分析し、そこに表れた家や相続をめぐる人々の意識を解明する。

第二に、モリエールの喜劇をはじめ、17・18世紀のフランスを中心とする西欧演劇の分析を行い、これを、近松門左衛門の悲劇やその翻案作品を含む御家物と比較し、ほぼ同時代の日本と西欧の、相続と家（ないし親子関係）をめぐる社会構造の相違を明らかにする。

第三に、第一の御家物とその関連史料の分析結果と、第二のフランスを中心とする西欧との比較、及び主に研究期間以前に行っている日中の比較の結果を総合し、家と相続をめぐる近世日本の社会構造の特徴を浮き彫りにする。

## 3. 研究の方法

### (1) 近世日本に関する一次史料・二次文献の収集・分析

本研究の中核をなす方法はテキスト分析であり、とりわけ御家物とその多様な関連史料を中心とする、近世日本の一次史料を、徹底的に比較分析することである。

御家騒動は近世を通じて少なからず見られるが、その中で歌舞伎や浄瑠璃等の文芸に仕立てられて広く流布するものには外様大藩の騒動が多い。よって、こうした事例である伊達騒動、加賀騒動、鍋島騒動等に関する多種の史料と、それを素材とする『伽羅先代萩』、『加賀見山旧錦絵』、『花埜嵯峨猫魔稿』等の御家物及びその多様なヴァージョンを広く収集し、比較分析を行った。

なお、御家騒動については、全般に関する研究文献や幕府関係の史料などのほかに、各騒動についての実録や県史などの地方史関連の文献も収集・分析した。また、関連する史料や史跡が現

地に残っていることも少なくないため、仙台、金沢、佐賀、福岡等において、大学図書館や史料館、寺院等の史跡を訪ねて調査し、テキストの伝承の検証なども行った。

#### (2) 近世フランス・近世中国に関する一次史料・二次文献の収集・分析——比較史的考察

国際比較により近世日本の社会構造の特徴を明らかにすることも、本研究の重要な要素であり、近世フランス・近世中国に関する史料・研究文献の収集・分析にも努めた。特に2016年度後期には、サバティカルを利用してパリに半年間滞在し、フランス国立図書館(BnF)やパリ高等師範学校(ENS)の図書館、現地の書店等を活かし、主に17・18世紀のフランスの演劇に関する史料・研究文献の収集・分析を行った。また、17世紀フランス演劇の専門家であるChristian Biet教授(パリ・ナンテール大学)を訪ね、フランスにおける歴史学と文学の架橋の問題や演劇に関する文献等について貴重なアドバイスを得た。

また、もう一つの主要な比較対象である中国に関しては、研究期間以前に行った、相続や親族をめぐる近世日中文芸比較の結果を見直し、史料・研究文献の分析を補充した。

#### (3) 視角・仮説の精錬

上述のテキストの分析と並行して、分析の際に用いる視角や仮説を、より実効的で精緻なものに鍛え上げることも試みた。具体的には、テキスト分析の結果を不断にフィードバックして修正をはかる一方、理論的な水準の高い、西欧の歴史学・文学・古典学等の研究から知見を得ることと、問題関心を共有できる法学・歴史学・文学・政治学等の研究者と、研究会や読書会、メール等を通じて意見交換を行い、自らの視角や仮説を見直すことを継続した。パリで4度、異なるテーマで講演を行い、多様な聴衆と質疑応答を重ねたことも、視野の拡大や仮説の補正に役立った。

#### (4) 総括的議論の構築

テキスト分析の作業と視角や仮説の精錬がある程度進んだ段階から、分析結果を総括する議論の構築に取り組んだ。その過程で見つかった、分析や考察を補足すべき点については、追加的な史料・文献の収集・分析と、九州における追加的な現地調査を実施した。御家物の中には、近世前期の文芸の翻案を含むものも存在するが、その翻案の元になった作品の一つである近松門左衛門のテキストについては、3年目の終わりに論文の形にまとめた。最終成果については、今後、雑誌論文の連載の形で発表する予定である。

### 4. 研究成果

#### (1) 研究の主な成果

##### ① 御家騒動・御家物の通時的変容と相互関係

本研究の主な成果の第一は、近世日本に特徴的な、大名家の相続に関する御家騒動とそれを素材とする御家物について、それぞれの通時的変容とその相互関係を、実証的に解明したことである。

大名の相続については、幕府法上、事前の出願と幕府の承認が不可欠とされており、特に跡継ぎがいなかった幼少である場合はその後の継承が不安定になりやすく、御家騒動は近世を通じて各地で起きた。但し、御家騒動の要因やそれへの対処の方法には通時的な変化が見られる。藩主の相続問題に加え、御家騒動の要因として17世紀後期以降に顕著になるのは、藩財政の改革をめぐる一族や家臣間の対立であり、それが典型的に窺えるのが、17世紀後期の越後騒動や18世紀中期の加賀騒動である。また、御家騒動への対処法に変化が現れるのも17世紀後期頃からであり、それ以前には、黒田騒動や伊達騒動のように、相手方の非違を幕府に訴えて、その介入を積極的に求める例が見られたが、越後騒動で藩主に対し改易処分が下されて以降、大名側が騒動の裁定を幕府に求めることは稀になる。もっとも、御家騒動のあり方には、時期以外にも、藩主とその一族との力関係、家臣間の格差、幕府との距離、といった点に関する各藩の特徴も影響を及ぼしており、例えば加賀騒動において、大槻伝蔵の破格の出世が非常な軋轢を生んだことには、家臣間の格差が激しく、一万石以上の世襲の重臣達が藩政に強い影響を及ぼしてきたという、加賀藩の特徴も関わっていると考えられる。

一方、御家物は元禄歌舞伎において定型化するが、伊達騒動などの現実の御家騒動に材を取った作品が増えて隆盛を極めるのは18世紀半ば以降であり、特に外様大藩の御家騒動に関しては、各々につき多様なヴァージョンが、浄瑠璃においても歌舞伎においても次々と生み出されてゆく。その過程で内容も変化し、次第に史実から離れ、しばしば自身や子の命までも犠牲にして主君の御家のために尽くす忠臣像が強調されるようになる。また、御家物においては、現実の御家騒動と異なり、武士出身だが町人に身をやつた者や町人出身で武家に仕える者などが活躍することも多く、その主たる享受者である、三都を中心とする都市町人の意識が、その内容と密接に関わっていることが窺える。

##### ② 家と相続をめぐる武士と町人の意識

研究成果の第二は、この御家騒動と御家物の分析を主たる手掛りとして、その背後にある、家や相続をめぐる武士と町人の意識とその変容を明らかにしたことである。

武士の意識は現実の御家騒動のあり方によく表れているが、一口に武士といっても、将軍や幕閣、大名、その家臣、といった立場による意識の相違もあり、また時代による変化も見られる。

17世紀初期においては、上に立つ者は器量がなくてはならない、という考え方が強く、元和元年（1615）に発布された武家諸法度にも「国主は政務の器用を選ぶべき事」とあった。しかし、この器量重視の原理には、大名家を相続し得る者の範囲を広げ、相続争いを起こりやすくするのみならず、徳川家による将軍職世襲の妨げともなる面が存在した。そこで、寛永12年（1635）の徳川家光による武家諸法度改定の際に、この条文は削除され、同年に決着した対馬藩の御家騒動と関わる柳川一件でも、幕府は、対馬藩主宗義成をかばい宗家を存続させ、これに挑戦した器量ある家臣の柳川調興を処罰し、器量よりも伝統的家筋を重視する姿勢への転換を示した。このような幕府の方針転換を受けて、以後、家臣が主家を倒してこれに代わるような下剋上型の御家騒動は消えてゆく。但し、伊達騒動の発端をなす万治3年（1660）の伊達綱宗の逼塞以後、「御家」の存続のために不適格な主君を一族等が強制隠居させることを幕府が是認する方向を打ち出したため、主家一族内の誰に相続させるかをめぐり一族や家臣が対立する、という形の御家騒動は、むしろ起きやすくなったといえる。また、17世紀後期以降の御家物には、主君個人というよりも「御家」の安泰が大事で全てに優先する、という考え方が広く見られ、こうした意識が武士の間に共有され、さらには町人にまで影響を与えるようになっていたことが窺える。

このように町人の意識は武士の意識や価値観と無関係でなく、その影響を少なからず受けているが、特に享保期（1716～36）以降の経済や文芸のあり方とも結びついた意識の変化は注目に値する。すなわち、享保期以降、幕府によって株仲間の結成がむしろ命じられ、元来は町人間の連帯を支えていた同業者仲間が武士の支配機構に組み込まれてゆくと、その後の文芸には、例えば近松門左衛門の作品に見られるような、体制に対する抵抗の意識が窺えなくなり、代わりに隆盛を迎えるのが、上述の通り、現実の御家騒動に材をとった御家物である。商家の家訓制定が相次ぐのも享保期であるが、その内容は、投機的・多角的に攻める経営を戒め、家業を手堅く守り次世代に継承することを推奨するものであり、井原西鶴が好んで描いた、自らの才覚を待みに致富を目指す商人像とは大きく異なる。このような家業に対する保守的意識の強まりや、町人独自の連帯や気概の弱さが、御家の存続を第一とする武士の価値観を受け入れやすくし、御家物の隆盛と、自身の大事なものを犠牲にしても御家を守り抜く忠臣を強調する方向へのその内容の変化を促進したと思われる。但し、町人の場合、家の存続のためには当主に家業を維持する相当の器量が必要であり、逆に家筋はあまり問題にならないと考えられ続けた点は、大名の相続及びそれをめぐる意識との顕著な相違であると言える。

### ③ 比較史的観点から見た近世日本の社会構造の特徴

研究成果の第三は、近世の中国とフランスに関する文学史料及びその関連史料・文献を分析し、その結果を近世日本の史料分析の結果と比較することによって、家と相続をめぐる近世日本の社会構造の特徴を、比較史的観点から浮かび上がらせたことである。

中国との比較において際立つのは、滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、1967）をはじめとする先行研究でも既に知られていることであるが、家や相続に関する制度及び実態面での日中の相違の大きさ、とりわけ血統の位置付けをめぐる差異である。いわゆる伝統中国の相続においては、父系血統、すなわち父の気を受け継ぐ男子が重要であり、男子が複数あればその間では均分相続が原則である。よって、近世日本と比べ、相続人の資格を持つ者が限定され、相続争いは兄弟間の財産分与をめぐる争いといった形でむしろ存在するが、母方の親族・姻族なども含めた一族が積極的に相続に介入し家臣団も巻き込む大名家の御家騒動や、家業の継承のために養子などの手段がしばしばとられてそれが紛争の種ともなる日本の商家の相続争いとは、形態を異にするといえる。特に、主家の存続を自らの家の存続よりも重視し、そのために犠牲を厭わず尽くすことを忠誠として高く評価するという、18世紀半ば以降の御家物に色濃く見られる意識は、中国の家や忠誠についての意識とは異質なものであり、近世日本の明確な特徴といえる。

一方、フランスとの比較において目を引くのは、ブルジョワや町人といった、経済活動に専従する階層のあり方の相違である。両国のいずれにおいても、演劇をはじめとする文芸の主たる担い手はこの階層であるが、特にフランスの喜劇は、その上演に際して時に国王の庇護を受けつつも、国王、貴族、宗教権力から一定の距離をとり、これに批判的な目を向け、経済的階層の連帯で対抗しようとする意識を窺わせる。そして、相続は、政治的階層を象徴する父と、経済的階層を象徴する息子の関係をいかに構築するかにおいて、鍵となる問題として現れることが多い。これに対して、日本の文芸においては、18世紀初頭までは、西鶴や近松の作品をはじめ、町人の活力や新たな意識、その連帯への希求を窺わせる作品が見られるものの、それが挫かれる現実を示唆する結末が目立つ上、18世紀半ば以降の歌舞伎や浄瑠璃においては、町人独自の価値観や町人同士の連帯感、政治権力への対抗意識などは薄れ、主家の存続を第一とする武士の忠誠心を前面に出した御家物が全盛を迎える。このような経済的階層の相対的脆弱さも、近世日本の社会構造の特徴であり、市民社会の確立へと向かうフランスと異なり、その後約1世紀にわたり幕藩体制を存続させる一因になったと思われる。

## (2) 成果の国内外における位置づけとインパクト

### ① 独創的手法が切り拓く新たな視野

本研究は、法制史をはじめ、歴史学の分野では従来あまり活用されて来なかった文学史料を取り上げ、関連するテキスト群との差異に留意しつつ精密な比較分析をする、という独創的な手法を採用した。研究代表者の個性と蓄積を生かした、このような徹底した文学分析は、法制・経済・

政治関連史料には十分に表れない、人々の意識の問題を解明するために極めて有効である。

もっとも、先行の御家騒動研究においても、文芸としての御家物が全く着目されなかったわけではない。しかし、歴史学の御家騒動研究は、福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』（校倉書房、1999）が述べるように、騒動が幕府に露見すると必ず改易になる、といった御家物の固定観念の虚構を指摘し、御家騒動の実態を解明することに重点を置いてきたため、そうした虚構を生み出した、町人を中心とする人々の意識や社会構造の問題に迫ることができなかった。本研究は、むしろ虚構である御家物を積極的に取り上げ、その様々なヴァージョンの相違や現実の御家騒動との相違に留意し、さらにはその相違の要因を探究しようとしたことにより、従来の研究が到達できなかった問題領域を明らかにし、かつ堅固な実証的成果を上げることが可能になった。

このような緻密な文学分析の手法は、米国をはじめとする西洋で盛んな「法と文学」研究などには見られないものであり、多様な史料の分析を組み合わせることで生まれる実証性の高さは、社会構造に目を向ける西欧の文学研究を上回る。よって、本研究は、国内のみならず、海外の歴史学・文学・法学等の研究に対しても、広くインパクトを与え得るといえる。

## ② 国際比較による歴史認識の深化

国際比較を行うことは、もはや法学・歴史学・文学のいずれの分野の研究でも珍しくないが、本研究は、中国とフランスという、東洋・西洋の双方にわたる複数地域を比較対象とした点で、基本的に比較対象を一国か、複数であっても欧米諸国のみとすることが多い日本の先行研究とは、一線を画する。近世の中国とフランスは、当時の東洋・西洋の文化や歴史をそれぞれリードする役割を果たしていた上に、家や相続をめぐる社会構造という観点からは、日本とそれぞれに好対照をなす。それゆえ、本研究は、従来の研究よりも広い視野において、日本の特徴を明確にすることができたといえる。

また、本研究は、制度の異同に着目したのみならず、主として文学史料の分析により、その異同を生み出す人々の意識、背後の社会構造の問題にまで考察を及ぼしたため、比較史や比較法研究に時に見られる、表面的な相違や継承関係の指摘を超えて、より根本的な相違とその相違の要因を明らかにすることが可能になった。すなわち、この成果は、比較の手法という面でも、具体的な歴史認識の面でも、国内外の関連する研究に重要な進展を齎すものと考えられる。

## ③ 現代日本の社会構造の問題解明に与える意義

相続は、普遍的に見られる紛争の種であり法学上の重要課題である一方、社会による差異が顕著な問題でもあり、その解明のためには歴史のアプローチが欠かせない。本研究が取り上げた大名家の御家騒動と御家物は、近世日本に特有のものであるが、それらを生み出した人々の意識や社会構造には、現代日本にも通底する部分があると考えられる。例えば、現在の日本の経済においても同族経営企業が重要な位置を占め、その継承をめぐる内紛がしばしば「御家騒動」の名で語られることは、この繋がりを象徴しているように見える。また、御家騒動や御家物の分析からは、御家の存続を何よりも優先し、御家のためには犠牲を厭わず尽くすのが望ましいとする意識が窺えたが、個人よりも組織を大事にし、組織のために時に構成員個人に犠牲を強いるあり方は、会社をはじめ、現代日本の様々な団体においても少なからず見られると言わざるを得ない。御家騒動と御家物の背後にある社会構造を実証的に明らかにした本研究は、上記のような現代日本の問題がなぜ生まれるのか、それを克服するにはどうすればよいのか、といったことを、より精密に深く考察するために資するといえる。

### (3) 今後の展望

#### ① 近世日本の経済発展と意識変化の関係の探究

本研究では、家と相続をめぐる武士と町人の意識及びその通時的変化を明らかにしたが、それが、当時の経済の問題、例えば藩財政の窮乏とその建て直しのための改革、商人達の経営形態や経営方針の変化などと深く関わっていることも示された。実際、経済史の観点から見ると、近世の日本は、幕藩体制成立による秩序の安定化の下で、流通経済が急成長を遂げ、両替商が出現し、隔地間取引に伴う為替金融が飛躍的な発展を見せ、これを中核とする新たな信用体系が成立した画期的な意義を持つ時代である。よって、今後は、本研究で明らかにした武士や町人の意識変化と当時の経済発展との関係について、さらに深く探究することを試みる。とりわけ信用に関わる諸制度の著しい発達に着目し、現代世界においても重要問題である信用という観点から分析を加えることにより、近世日本の社会構造の変化が、いっそう精緻に明らかになると考えられる。

#### ② 国際比較の進展

本研究で行った国際比較、中でも17世紀を中心とするフランスとの比較についても、より踏み込んだ形で行ってゆく予定である。モリエールの作品をはじめとするフランス喜劇は、経済の問題を鋭く捉えており、それらを社会経済的背景との関係で論じる研究も少なからず存在する。但し、こうしたフランス文学研究においては、経済思想や哲学との関係は良く捉えられているものの、実証的な歴史研究の成果との架橋は必ずしも十分に行われていない。よって、近世日本の社会構造について、信用の観点からさらなる分析を進める一方で、比較対象のフランスについても、文学研究と実証的な歴史学研究のギャップを意識しつつ、特に後者の成果に学ぶことで、一段と堅固な比較が可能になり、日仏双方の歴史認識についての精度も上がると予想される。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 桑原朝子	4. 巻 28号
2. 論文標題 〔連載/リーガル・ラディカリズム 第2回 ルールの破り方(3)〕「国法」が破られる意味 近松門左衛門『博多小女郎波枕』の分析を手掛りとして	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 93 100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 桑原朝子	4. 巻 132巻1・2号
2. 論文標題 学界展望<日本法制史>鈴木俊幸『近世読者とそのゆくえ 読書と書籍流通の近世・近代』	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 124 126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 桑原朝子	4. 巻 66号
2. 論文標題 近松門左衛門『博多小女郎波枕』と抜荷 法制史における文学史料の意義	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 204 205
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件/うち国際学会 4件）

1. 発表者名 KUWAHARA, Asako
2. 発表標題 近世前期上方の町人のコミュニティと「民事裁判」 裁判物と連句を手掛りとして
3. 学会等名 Inalco-CEJ (Centre d' Etudes Japonaises)主催講演会（国際学会）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 KUWAHARA, Asako
2. 発表標題 日本法制史研究の現状と新たな日中比較法制史研究の実例
3. 学会等名 Institut d'Asie Orientale主催「アジア法・アジア史」研究会（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 KUWAHARA, Asako
2. 発表標題 平安前期の「法」の発展と文人貴族
3. 学会等名 Inalco-CEJ (Centre d'Etudes Japonaises)主催講演会（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 KUWAHARA, Asako
2. 発表標題 貞享改暦をめぐる権力構造 大経師改易事件を手掛りとして
3. 学会等名 パリ第7大学東アジア言語文化教育研究部（L'UFR LCA0, Université Paris Diderot）主催特別講演会（国際学会）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考